

松茂町犬及び猫の不妊・去勢手術推進事業に関する実施要綱

平成22年10月 1 日

要綱第21号

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び徳島県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年県条例第8号）の趣旨に基づき、松茂町と徳島県獣医師会（以下「獣医師会」という。）が協力して、町民の飼い犬及び飼い猫（以下「犬・猫」という。）に不妊・去勢手術（以下「手術」という。）を行うことにより、動物の愛護及び管理についての理解を深め、公衆衛生の向上及び社会生活の安全を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するため、獣医師会と犬・猫の手術についての業務委託を締結し、獣医師会に属する獣医師（以下「獣医師」という。）によって手術を実施するものとする。

2 手術の実施対象となる犬・猫は、町内で飼育されている犬・猫とし、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 犬については、登録及び第5条第1項による申込書の提出の日から起算して過去1年以内に獣医師による狂犬病予防注射受けていること。
- (2) 猫については、飼い主及び飼い主の住所等が確認できること。

(手術の助成)

第3条 松茂町内に住民登録を有する犬・猫の飼い主（以下「飼い主」という。）に対して、手術料金の一部を助成するものとする。

- 2 手術料金の助成額は、1件につき5,000円とする。
- 3 助成件数は、この事業の実施年度における予算の範囲内とする。

(実施期間)

第4条 実施期間については、当該年度内とする。

(手術の実施方法)

- 第5条 不妊・去勢手術の助成を受けようとする飼い主は、犬及び猫の不妊・去勢手術助成金申込書(様式第1号)を、松茂町に提出するものとする。
- 2 松茂町は、前項の申込書の内容を審査し、認定する場合は飼い主に対して、犬及び猫の不妊・去勢手術助成金認定書(様式第2号)を交付するものとする。
- 3 獣医師は、前項の認定書を確認の上、手術を実施するものとする。ただし、手術が適当でないと判断したときは、その理由を飼い主に明確に説明するものとする。
- 4 飼い主は、手術が完了した時は、認定書の飼い主確認欄に署名、押印し、手術を実施した獣医師の規定する手術料金から松茂町が助成する5,000円を差し引いた額を支払い、認定書を獣医師に提出するものとする。
- 5 獣医師は、手術が完了した時は、飼い主から提出のあった認定書の獣医師欄に署名、押印し獣医師会へ送付するものとする。
- 6 飼い主は、第4条に規定する実施期間内に手術を完了することができない場合は、犬及び猫の不妊・去勢手術助成金認定取下届(様式第3号)を松茂町に提出するものとする。

(実績報告)

- 第6条 獣医師会は、手術を実施した獣医師の実績を取りまとめ、速やかに実績報告書を作成し、松茂町へ報告するものとする。

(支払い方法)

- 第7条 委託料の支払い方法は、実施期間終了後、獣医師会からの実績報告書の提出及び松茂町指定の様式による請求により、速やかに支払うものとする。

(委託料の返還)

- 第8条 松茂町は、偽りその他不正な行為があったときは、交付した委託料の返還を命ずるものとする。

(獣医師の責任)

第9条 第5条に規定する手術にあたり、手術上及びこれに関連して生じた問題については、手術を実施した獣医師及び獣医師会が責任をもって処理するものとする。

2 手術を実施する獣医師は、飼い主に対して手術料金を必ず明示するものとする。

(定めのない事項)

第10条 この要綱に定めのない事項が生じた場合は、獣医師会と協議のうえ、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条第1項関係）

様式第2号（第5条第2項関係）

様式第3号（第5条第6項関係）